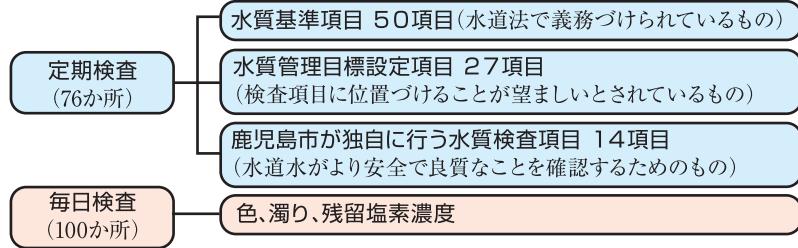


安心・安全でおいしい水をお届けするために

水道局では、水道水を安心しておいしく飲んでいただくため、水道法に基づく検査のほか本市が独自に行う検査によって安全性を確認しています。

平成25年度も、浄水場や水源地の配水系統ごとの検査地点76か所で、定期検査を実施するとともに、必要が生じた場合には、臨時の水質検査を実施します。



【配水管管理課 TEL:238-2555】

○ 検査計画の詳細については、水道局ホームページでも公表しています。

良好な水環境と快適な生活環境の保全に努めています

本市では、良好な水環境と快適な生活環境の保全を図るため、人口が集中している市街地では集合処理、それ以外の地区では個別処理と、地域の特性に応じた効率的な手段で生活排水処理を進めています。

水道局では、公共下水道の整備を市街化区域を対象に、事業計画区域内において必要な都市施設として進めており、今後も、計画的な処理区域の拡大、普及促進に努めています。

なお、公共下水道の事業計画区域外については、合併処理浄化槽の設置を促進しており、公共下水道とともに公共用水域の水質の保全に努めています。

水道局からのお知らせ・お願い

水漏れは早めに修理しましょう

宅地内漏水は、次の手順で確認することができます。

- 家庭の蛇口を全部閉めて(トイレも水が流れていなことを確認)水道メーターのパイロットが回転していたら漏水の可能性があります。
- 蛇口やトイレの漏水などで自分で漏水箇所が確認できるときは、水道局指定工事事業者に修繕を依頼してください。
- 漏水箇所が不明な場合は営業課へご連絡ください。
- 散水栓は、使用しないときは必ず蛇口を閉めてください。また蛇口にホース等の器具を取り付けている場合は、漏水していないか確認してください。

【営業課 TEL:213-8514・8515】



水道メーター

転居されるときは、3日前までにご連絡ください

- 転居のご連絡がないと「使用中」とみなし、水道料金・下水道使用料をお支払いいただことになります。
- 市内間での転居の場合は、ご希望があれば、引き続き、これまでと同じ口座から料金引き落としができます。(転居連絡の際にお申込みください。)
- インターネットから、24時間いつでも転居等のお申込みができます。
お申込みは「鹿児島県電子申請共同運営システム」
(http://www.shinsei.elg-front.jp/kagoshima/)から
※携帯電話からは、右のQRコードをご利用ください。
- 使用中止の検針時に集金を希望される方は、直接、電話でご連絡をお願いします。
- 転居などによる水道・下水道の使用開始・使用中止の受付、検針業務のお問い合わせは業務受託者へお願いします。



【業務受託者(株)ジェネッツ(直通)TEL:812-6171】
【鹿児島市水道局(代表)TEL:257-7111】

水道メーターの取替を検針票でお知らせします

- 皆様のご家庭などに取り付けている水道メーターの有効期間は、計量法で「8年」と定められています。
- 水道局が設置したメーターは、この有効期間を過ぎる前に、水道局で新しいメーターに取替えており、水道局が委託した水道局指定工事事業者が作業にお伺いします。
(取替にかかるお客様の負担はありません)
- 平成25年7月からは新たに、水道メーター検針の際に発行する検針票「使用水量等のお知らせ」の下段に、

◆水道メータ取替えのお知らせ◆
メータ取替を近日中に行います。不在の場合でも取替させていただく場合がありますのでご了承ください
お問い合わせ先 量水器係 電話 213-8516

と表示し、事前にお知らせいたします。

メータ取替について、皆様のご協力を
お願いします。

【営業課 TEL:213-8516】

トラップますは定期的に清掃してください

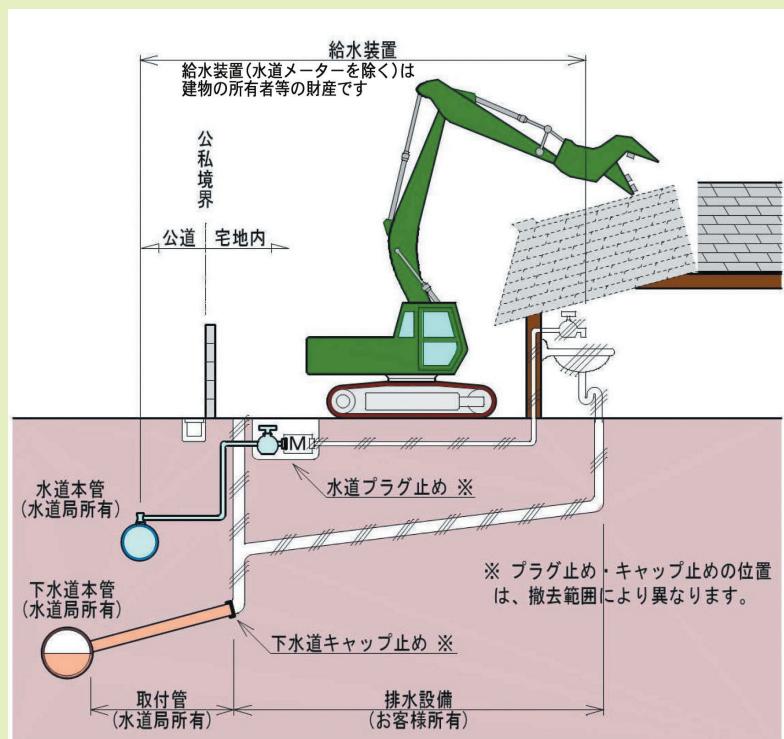
風呂場や台所の外に設けてある污水ます(特にトラップますの底にある目皿)に付着しているゴミや侵入している木の根は、つまりの原因となりますので、定期的に取り除いてください。



【給排水設備課 TEL:213-8522】

家屋などの解体をするときも、事前に水道局へ申請してください

- 給水装置・排水設備の新設や改造のほかに、家屋などの解体で給水装置・排水設備の撤去を行うときは、事前に、工事の申請が必要となります。
- その際、水道管の破損及び下水道管の詰まりや宅地内の陥没などの発生を防ぐために、給水装置はプラグ止め、排水設備はキャップ止めなどの工事が必要となりますので、必ず解体工事に着手する前に水道局指定工事事業者に工事申請を依頼していただきますよう、お願いします。



【給排水設備課 TEL:213-8522】

給水装置や排水設備の修繕は、水道局指定工事事業者にご依頼ください!詳しくは【給排水設備課 TEL:213-8521】まで